別表一中第十五号を第十七号とし、第十号から第十四号までを二号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の二号を加える。

十	仁賀保本荘道路（一般国道七号のうちにかほ市両前寺字家ノ浦から由利本荘市二十六木字根木田までの区間の道路をいう。）
十一	象潟仁賀保道路（一般国道七号のうちにかほ市金浦字唐蚊の森から同市両前寺字家ノ浦までの区間の道路をいう。）

附　則

この告示は、平成二十五年四月一日から適用する。

○国土交通省告示第三百二十九号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号。以下「令」という。）第八条第二項各号及び第二十九条の六第二項各号の規定に基づき、平成二十一年国土交通省告示第三百七十五号の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月三十日　国土交通大臣　太田　昭宏

第一項第一号ロ⑴中「四隅のチェーン」の下に「又はワイヤーロープ」を加え、同号ロに次のように加える。

⑷　搬出貨物表示装置（遠隔集中制御により搬出すべき貨物の保管場所及び数量を表示するもののうち、表示器の設置数が三十以上であるものに限る。次項及び第三項において同じ。）

第一項第二号に次のように加える。

ハ　非常用データ保存機能（イ及びロの情報を当該倉庫の敷地外の適当な場所に保存する機能をいう。以下同じ。）

ニ　非常用通信機能（ハにより保存された情報を非常時において活用するために必要な通信を行うものであつて、無線通信による通信を行う機能をいう。以下同じ。）

ホ　非常用電源機能（ハにより保存された情報を非常時において活用するために必要な電力を供給する機能をいう。以下同じ。）

第二項第一号中「又は自動化保管装置」を「、自動化保管装置」に改め、「自動化保管装置」の下に「又は搬出貨物表示装置」を加え、同項第二号中「及び貨物保管場所管理機能」を「、貨物保管場所管理機能」に改め、「貨物保管場所管理機能」の下に「、非常用データ保存機能、非常用通信機能及び非常用電源機能」を加える。

第三項第一号ロ中「又は自動化保管装置」を「、自動化保管装置」に改め、「自動化保管装置」の下に「又は搬出貨物表示装置」を加え、同項第二号中「及び貨物保管場所管理機能」を「、貨物保管場所管理機能」に改め、「貨物保管場所管理機能」の下に「、非常用データ保存機能、非常用通信機能及び非常用電源機能」を加える。

第四項第三号中「及び貨物保管場所管理機能」を「、貨物保管場所管理機能」に改め、「貨物保管場所管理機能」の下に「、非常用データ保存機能、非常用通信機能及び非常用電源機能」を加える。

附　則

この告示は平成二十五年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第三百三十号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第十一条第二項第二号の規定に基づき、平成十七年国土交通省告示第千六十三号の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月三十日　国土交通大臣　太田　昭宏

別表第四号中「平賀」を「緑町」に改め、同表中第八十六号を第九十六号とし、第七十八号から第八十五号までを十号ずつ繰り下げ、第七十七号を第八十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

八十七	延岡道路（一般国道十号のうち延岡市北川町長井字本村から同市伊形町までの区間の道路をいう。）

別表中第七十六号を第八十五号とし、第七十一号から第七十五号までを九号ずつ繰り下げ、第七十号を第七十六号とし、同号の次に次の三号を加える。

七十七	宇和島道路（一般国道五十六号のうち宇和島市津島町高田甲から同市下高串字屋敷田までの区間の道路をいう。）
七十八	須崎道路（一般国道五十六号のうち須崎市神田字神母ノ内から同市下分字馬越甲までの区間の道路をいう。）
七十九	黒崎バイパス（一般国道三号のうち北九州市八幡東区西本町から同市八幡西区穴生までの区間の道路をいう。）

別表中第六十九号を第七十五号とし、第六十六号から第六十八号までを六号ずつ繰り下げ、第六十五号を第七十号とし、同号の次に次の一号を加える。

七十一	西広島バイパス（一般国道二号のうち廿日市市串戸から同市地御前までの区間の道路をいう。）

別表中第六十四号を第六十九号とし、第六十一号から第六十三号までを五号ずつ繰り下げ、第六十号を第六十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十五	境港出雲道路（一般国道四百八十五号のうち松江市西尾町から同市矢田町までの区間の道路をいう。）

別表中第五十九号を第六十三号とし、第四十九号から第五十八号までを四号ずつ繰り下げ、同表第四十八号中「丹波市春日町七日市」を「養父市八鹿町国木字桑カセ」に、「朝来市和田山町市御堂字ワタシ」を「丹波市春日町七日市」に改め、同号を同表第五十二号とし、同表中第四十七号を第五十一号とし、第三十七号から第四十六号までを四号ずつ繰り下げ、同表第三十六号中「関市広見字昭和新田までの区間の道路」の下に「及び大垣市桧町字宮町から岐阜県養老郡養老町直江字野割までの区間の道路」を加え、同号を同表第四十号とし、同表中第三十五号を第三十九号とし、同表第三十四号中「同市川路までの区間の道路」の下に「及び新城市名号字大六から浜松市北区引佐町東黒田字桑田までの区間の道路」を加え、同号を同表第三十八号とし、同表第三十三号中「小矢部市水島」を「氷見市宇波」に、「氷見市稲積」を「小矢部市水島」に改め、同号を同表第三十七号とし、同表中第三十二号を第三十六号とし、第三十一号を第三十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十五	藤枝バイパス（一般国道一号のうち静岡県志太郡岡部町大字内谷字橋下から島田市野田字琵田海道までの区間の道路をいう。）

別表中第三十号を第三十三号とし、第二十九号を第三十二号とし、同表第二十八号中「裏高尾町」を「南浅川町」に改め、同号を同表第三十一号とし、同表中第二十七号を第三十号とし、第十七号から第二十六号までを三号ずつ繰り下げ、第十六号を第十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

十九	新潟西バイパス（一般国道百十六号のうち新潟市曽和字澤田から新潟県西蒲原郡黒埼町大字山田字堤付までの区間の道路をいう。）

別表中第十五号を第十七号とし、第十号から第十四号までを二号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の二号を加える。

十	仁賀保本荘道路（一般国道七号のうちにかほ市両前寺字家ノ浦から由利本荘市二十六木字根木田までの区間の道路をいう。）
十一	象潟仁賀保道路（一般国道七号のうちにかほ市金浦字唐蚊の森から同市両前寺字家ノ浦までの区間の道路をいう。）

附　則

この告示は、平成二十五年四月一日から適用する。